

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確を期するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください。

インドネシア共和国
公報

2018年 1787号

法務・人権省 特許の強制ライセンス授与

特許の強制ライセンス授与の手続に関する
インドネシア共和国
法務・人権省令
2018年 39号

慈悲深き、慈悲あまねき、アッラーの御名において

インドネシア共和国法務・人権大臣は、

特許に関する法律 2016年 13号第 88条第(5)項、第 92条第(2)項、第 107条の規定の実施のため、特許の強制ライセンス授与の手続に関する法務・人権省令を定める必要があること；

を検討し、

1. 特許に関する法律 2016年 13号（インドネシア共和国官報 2016年 176号、官報補遺 5922号）；
2. 既に数度の改正が行われ、最後の改正が法務・人権省で適用される非税国家収入の種類と率に関する政令 2014年 45号の二度目の改正に関する政令 2016年 45号（インドネシア共和国官報 2016年 227号、官報補遺 5940号）で行われた、法務・人権省で適用される非税国家収入の種類と率に関する政令 2014年 45号（インドネシア共和国官報 2014年 125号、官報補遺 5541号）；
3. 法務・人権省に関する大統領令 2015年 44号（インドネシア共和国官報 2015年 84号）；
4. 既に数度の改正が行われ、最後の改正が法務・人権省の組織と業務手続に関する法務・人権省令 2015年 29号の三度目の改正に関する法務・人権省令 2018年 24号（インドネシア共和国公報 2018年 1135号）で行われた、法務・人権省の組織と業務手続に関する法務・人権省令 2015年 29号（インドネシア共和国公報 2015年 1473号）

を考慮し、

特許の強制ライセンス授与の手続に関する法務・人権省令を定めることを決定する。

第1条

本省令では用語を以下のように定義する：

1. 特許とは、技術分野における発明の成果に対して国が一定期間発明者に与える排他的権利であって、当該発明を自ら実施し又は他人に対してその承認を与えるためのものである。
2. 申請者とは、特許の強制ライセンスの申請を提出した者である。
3. 特許権者とは、特許の所有者としての発明者、特許の所有者から当該特許権を受け継いだ者又は前述の者から更に当該特許権を受継いだ他の者であって、特許一般登録簿に登録されている者である。
4. 以降、強制ライセンスと称する特許の強制ライセンスとは、申請に対して、大臣の決定により与えられる特許実施のためのライセンスである。
5. 強制ライセンシーとは、大臣の決定により、法律で定められた特定の期間と条件で、特許を実施する権利を有する者である。
6. 報酬とは、強制ライセンシーから特許権者が受け取る補償である。
7. 代理人とは、インドネシア共和国内に住所又は居所を有する知的財産コンサルタントである。
8. 総局長とは、知的財産総局長である。
9. 大臣とは、法律分野の行政事務を担当する大臣である。
10. 人とは、個人または法人である。
11. 日とは、就業日である。

第2条

強制ライセンスの対象には、以下を含む：

- a. 特許；および
- b. 小特許

第3条

大臣は以下の理由で、申請に対して強制ライセンスを与えることができる：

- a. 特許権者が、特許が与えられてから 36 ヶ月の期間内にインドネシアで製品を製造する、または製法を用いる義務を果たさない；
- b. 特許権者またはライセンシーが、社会の利益を損なう形および方法で特許を実施した；あるいは
- c. 過去に与えられた特許の応用である特許が、依然保護されている他者の特許を用いることなく実施することができない。

第4条

- (1) 第3条 a で定められた理由の強制ライセンスの授与の場合、大臣は書面で特許権者にインドネシアで製品を製造する、または製法を用いる義務が、既に特許が与えられてから 36 ヶ月の期間を経過したことを通知できる。
- (2) 第(1)項で定められた通知は、特許権者がインドネシアで製品を製造する、または製法を用いる義務を果たさなかったことの社会への電子的な公表として行う。

第5条

- (1) 強制ライセンスは申請に基づいて与えられる。
- (2) 第(1)項で定められた申請は、申請者またはその代理人が総局長を通じて大臣に提出できる。
- (3) 第(2)項で定められた強制ライセンスの申請者は、以下の者からなる。
 - a. 第3条 a および b で定められた理由の場合、あらゆる人；
 - b. 第3条 c で定められた理由の場合、特許権者；あるいは
 - c. 第3条 a、b および c で定められた理由の場合、政府機関。

第6条

- (1) 第3条 a で定められた理由による強制ライセンスの申請は、特許の授与日から 36 ヶ月の期間の経過後に提出できる。
- (2) 第3条 b および c で定められた理由による強制ライセンスの申請は、特許の授与後、随時申請できる。
- (3) 第3条 c で定められた理由による強制ライセンスの申請は、実施する特許が、その既存の特許から更新されたより高度な要素を含んでいる場合に与えられる。

第7条

- (1) 第3条で定められた強制ライセンスは、以下の場合に大臣のみが与えることができる：
 - a. 申請者またはその代理人が、その特許を自ら全面的に実施するための能力を有する、および当該の特許を迅速に実施するための設備を有する証拠を提出できる；
 - b. 申請者またはその代理人が、最長 12 ヶ月間、適切な要件・条件で特許権者からライセンスを受ける努力をしたが、成果を得られなかった；および
 - c. 大臣がその特許が適切な経済規模でインドネシアで実施でき、社会に利益をもたらすとの意見を有する。
- (2) 第(1)項 a で定められた証拠は、申請者またはその代理人の要請に対して与えられた、関連機関による証書がなければならない。

第8条

第3条 c で定められた理由により申請された強制ライセンスの場合、以下の規定が適用される：

- a. 特許権者は、適切な条件に基づき相手の特許を用いるため、クロスライセンスをする権利がある；および
- b. ライセンシーによる特許の利用は、他の特許と共に譲渡する場合を除いて、譲渡できない。

第9条

- (1) 強制ライセンスの申請は、インドネシア共和国法務・人権省で適用される非税国家収入分野の法令の規定に従った費用が課される。
- (2) 申請者またはその代理人が、インドネシア共和国の領域外に居住する、または本籍を有する場合、委任状により代理人を通じて強制ライセンスの申請を提出できる。

第10条

- (1) 強制ライセンスの申請は電子的に、または非電子的に行うことができる。
- (2) 第(1)項で定められた強制ライセンスの申請は、申請書に記入する方法で、インドネシア語で書面により提出する。
- (3) 第(2)項で定められた申請書は、少なくとも以下を記載する：
 - a. 強制ライセンス申請の年月日；
 - b. 申請者の氏名と完全な住所；
 - c. 代理人を通じて強制ライセンスの申請を提出する場合、代理人の氏名と完全な住所；
 - d. 申請者またはその代理人の電子メールアドレス；
 - e. 強制ライセンスを申請する特許の番号；
 - f. 強制ライセンスを申請する発明の名称；
 - g. 特許権者の氏名と完全な住所；
 - h. 特許保護されている請求の数；
 - i. 強制ライセンス申請の理由；および
 - j. 強制ライセンスの範囲が強制ライセンスを申請する特許の全部か一部か。
- (4) 申請書は、本省令の分かつことのできない一部である添付書類に掲載する。

第11条

- (1) 第10条第(1)項で定められた電子的な強制ライセンスの申請は、知的財産総局の公式ウェブサイトでの申請書に記入して行う。
- (2) 第(1)項で定められた申請の提出において、申請者は以下の書類をアップロードしなければならない：
 - a. 強制ライセンスの申請を個人が提出する場合、有効な身分証または入管書類の複写；
 - b. 強制ライセンスの申請を認証された企業または法人が提出する場合、企業または法人の設立証書の複写または謄本；
 - c. 申請が代理人を通じて提出される場合、委任状；および
 - d. 強制ライセンス申請費用の支払証明。
- (3) 第3条 a で定められた理由による強制ライセンスの申請の場合、以下を添付しなければならない：
 - a. 以下を確認する証拠：
 1. 申請者が当該の特許を自ら全面的に実施するための能力を有する
 2. 申請者が当該の特許を迅速に実施するための自らの設備を有する
 3. 申請者またはその代理人が十分な期間、適切な要件・条件で特許権者からライセン

スを受ける努力をしたが、成果を得られなかった；および

b. 関連機関からの証書。

(4) 第3条bで定められた理由による強制ライセンスの申請の場合、以下を添付しなければならない：

a. 特許権者またはライセンシーが、社会の利益を損なう形および方法で特許を実施した証拠；および

b. 関連機関からの証書。

(5) 第3条cで定められた理由による強制ライセンスの申請の場合、以下を添付しなければならない：

a. 申請者が強制ライセンスを申請した特許を侵害することなく、実施することができない特許を有することの証拠；および

b. 実施する特許が、強制ライセンスを申請する特許よりも進んだ新規性の要素を含んでいることの証拠。

第12条

(1) 第10条第(1)項で定められた非電子的な申請は、大臣に書面で提出する。

(2) 非電子的に強制ライセンスの申請を提出する場合、申請者は第11条第(2)項から第(5)項で定められた書類を添付しなければならない。

第13条

(1) 大臣は総局長に申請要件の具備について審査させる。

(2) 第(1)項で定められた審査は、申請の受理日から遅くとも14日の期間内に行われる。

(3) 第(1)項で定められた申請要件に不備がある場合、総局長は書面で申請者またはその代理人に、遅くとも30日の期間内に要件を具備するよう通知する。

(4) 申請者またはその代理人が第(2)項および第(3)項で定められた期間内に要件を具備しない場合、総局長は書面で申請者またはその代理人に強制ライセンスの申請は撤回されたとみなすことを通知する。

(5) 第(4)項で定められた通知は、要件補正の期間の満了日から遅くとも30日で行われる。

(6) 総局長は書面で申請者またはその代理人に、要件審査の結果、不備がないときはその完了の宣言されたことを通知し、強制ライセンス申請の提出日を付与する。

第14条

(1) 強制ライセンスの申請に不備がないと宣言された場合、大臣は実体審査を行う。

(2) 第(1)項で定められた実体審査は、大臣が設置した専門家チームが行う。

(3) 総局長が第(2)項で定められた専門家チームの長となる。

(4) 第(2)項で定められた専門家チームは、第(1)項で定められた強制ライセンス申請の提出要件に不備がないと宣言された日から、遅くとも14日の期間内に設置される。

(5) 第(2)項で定められた専門家チームは少なくとも7人で、そのメンバーは政府機関の出身者および／あるいは強制ライセンスが申請された関連特許分野の独立した専門家である。

(6) 第(2)項で定められた専門家チームは、強制ライセンス申請ごとの暫定的な性質のものである。

第 15 条

- (1) 専門家チームは、非電子的な申請の場合は第 10 条で定められた、電子的な申請の場合は第 11 条で定められた、証拠の正しさに対する審査、および第 14 条第(1)項で定められた要件を満たした強制ライセンスの申請に対する審査を行う。
- (2) 審査は、第 14 条第(2)項で定められた専門家チームの設置日から遅くとも 70 日の期間内に行われる。
- (3) 第(2)項で定められた審査期間中に、専門家チームは総局長を通じて強制ライセンス申請の実体審査の結果を、強制ライセンスの申請者またはその代理人に通知する。
- (4) 第(3)項で定められた審査の通知日から遅くとも 30 日の期間中に、専門家チームは特許権者またはその代理人および強制ライセンスの申請者またはその代理人の説明を聴取する義務がある。
- (5) 第(2)項で定められた審査期間中に、専門家チームは強制ライセンスが申請された特許分野の関連機関または関係者の意見を聴取する。
- (6) 第(2)項で定められた審査期間中に、専門家チームは強制ライセンスが申請された特許分野の専門家の意見または助言を求めることができる。
- (7) 専門家チームが行った実体審査の結果は、審査の終了から遅くとも 3 日の期間内に大臣に報告される。

第 16 条

大臣は第 15 条で定められた専門家チームの実体審査の結果報告に基づき、強制ライセンス申請の認可、延期または拒絶を決定を与える。

第 17 条

- (1) 大臣が第 16 条で定められた強制ライセンスの申請を認可する場合、大臣は申請者またはその代理人に強制ライセンス授与決定書を出す。
- (2) 第(1)項で定められた強制ライセンス授与決定書は、以下を記載する：
 - a. 非独占的な性質の強制ライセンスであること；
 - b. 強制ライセンス授与の理由；
 - c. 強制ライセンス授与の根拠となる、信用できる説明を含む証拠；
 - d. 強制ライセンスの期間；
 - e. 強制ライセンスが特許権者に支払わなければならない報酬の額と支払方法；
 - f. 強制ライセンスの終了条件と強制ライセンスを取り消すことができる事項；
 - g. 強制ライセンスの範囲が強制ライセンスを申請する特許の全部か一部か；および
 - h. 公正に関係者の利益を守るために必要とされる他の事項。
- (3) 第(1)項で定められた決定書の定めは、強制ライセンス申請の提出日から遅くとも 90 日の期間内に行われる。
- (4) 第(3)項で定められた期間は、大臣による延期通知日から最長 12 ヶ月の延期期間を含まない。

第 18 条

- (1) 強制ライセンスは、特許権者に報酬を支払わなければならない。
- (2) 第(1)項で定められた報酬の額の決定は、ライセンス契約または同種の他の契約で用いられる一般的な慣習に留意して行う。
- (3) 専門家チームは、以下からの聴取の後で、特許権者への報酬の額と支払い方法を提案できる：
 - a. 申請者；
 - b. 特許権者；
 - c. 申請された強制ライセンスの分野に応じた専門家；および／あるいは
 - d. 利害関係者。

第 19 条

- (1) 大臣は、専門家チームが報告した勧告に基づき、第 3 条 a で定められた強制ライセンスの申請の認可または拒絶の決定を一時的に延期することができる。
- (2) 第(1)項で定められた勧告は、インドネシアで商業的にその特許を実施するために、36 ヶ月の期間は十分でないとの証拠と特許権者の意見に基づく。
- (3) 第(1)項で定められた一時的な延期は、大臣による延期の通知日から最長で 12 ヶ月の期間、与えられる。
- (4) 第(1)項で定められた一時的な延期は、第 3 条 b および c で定められた強制ライセンスの申請には適用されない。
- (5) 大臣は、延期期間の終了日から遅くとも 14 日の期間内に、強制ライセンスの申請の受理または拒絶の決定を与えることを判断する。

第 20 条

- (1) 大臣は、第 16 条で定められた強制ライセンスの認可、延期または拒絶の決定を以下の者に通知する義務がある：
 - a. 申請者またはその代理人；および
 - b. 特許権者またはその代理人。
- (2) 第(1)項で定められた通知は、第(1)項で定められた決定を定めた日から遅くとも 7 日で行われる。

第 21 条

強制ライセンス授与の決定書は、本省令の分かつことのできない一部となる添付書類に掲載された書に従う。

第 22 条

第 3 条で定められた強制ライセンスの授与の他、大臣は以下の場合に強制ライセンスを与えることができる：

- a. ヒトに対する疾病の治療のための医薬品の製造；

- b. インドネシアで製造できない限りにおいて、ヒトに対する疾病の治療のための医薬品の輸入調達；および
- c. 発展途上国、後発発展途上国の要請に基づき、ヒトに対する疾病の治療のための医薬品の輸出。

第 23 条

第 22 条 b および c で定められた輸出入のメカニズムは、国際協定および法令の規定に基づき行われる。

第 24 条

- (1) 大臣は、特許一般登録簿に強制ライセンスの授与を記録し、以下を通じて公開する義務がある：
 - a. 電子メディア；および／あるいは
 - b. 非電子メディア。
- (2) 第(1)項で定められた記録と公開は、強制ライセンスの授与決定を定めた日から遅くとも 30 日の期間内に行われる。

第 25 条

- (1) 大臣は、強制ライセンスの授与決定書の謄本を以下の者に送付する：
 - a. 強制ライセンス申請者またはその代理人；および
 - b. 特許権者またはその代理人。
- (2) 第(1)項で定められた決定書の謄本の送付は、強制ライセンス授与決定を定めた日から遅くとも 30 日で行う。

第 26 条

- (1) 第 25 条で定められた決定書は、決定書の抄本を作ることができる。
- (2) 何人も、第(1)項で定められた強制ライセンス授与決定書の抄本の申請を提出することができる。
- (3) 第(2)項で定められた強制ライセンス授与決定書の抄本の申請は、総局長に電子的または非電子的に提出できる。
- (4) 第(3)項で定められた申請は、法務・人権省で適用される非税国家収入分野の法令の規定に従った費用が課される。

第 27 条

強制ライセンス授与の手続の実施において生じるあらゆる費用は、知的財産総局の国家予算に課される。

第 28 条

医薬品および医療機器の備蓄の可用性に関するより詳細な規定は、関連する総局長の決定により定める。

第 29 条

本省令は法制化の日から有効となる。

すべての人が知ることができるよう、本省令の法制化をインドネシア共和国公報に掲載することを命じる。

ジャカルタにおいて制定

2018 年 11 月 26 日

インドネシア共和国
法務・人権大臣

署名

YASONNA H. LAOLY

ジャカルタにおいて法制化

2018 年 12 月 28 日

インドネシア共和国
法務・人権省
法令総局長

署名

WIDODO EKATJAHJANA

添付書類

特許の強制ライセンス授与の
インドネシア共和国

書式例

1.特許の強制ライセンスの申請書の書式例

インドネシア法務・人権省
知的財産総局

4部作成

特許の強制ライセンスの申請書

		担当官が記入 申請日： 申請番号：
これをもって、私／私達 ¹⁾ 氏名： 住所 ²⁾ ： 国籍： 電話： 電子メール： 納税者基本番号：		
知的財産コンサルタントを通じて／通じずに [*] 法人名 ³⁾ ： 法人住所 ²⁾ ： 知的財産コンサルタントの氏名： 住所 ²⁾ ： 知的財産コンサルタント番号： 電話／ファクス： 電子メール：		[]
以下の特許の強制ライセンス申請を提出する： 発明の名称： 特許番号： 特許権者の氏名： 特許権者の住所： 特許で保護されている請求の数： 強制ライセンス申請の理由： a. 特許権者が36ヶ月の期間内に特許を実施しない。		[]

<p>b. 特許権者またはライセンシーが、損害を与える形で特許を実施した。</p> <p>c. 過去に与えられた特許の発展である特許が、依然保護されている他者の特許を用いることなく実施することができない。</p>	<p>[]</p> <p>[]</p> <p>[]</p>
<p>これと共に、以下を添付する ⁵⁾</p> <p>以下の写し 1 部：</p> <p>a. 理由と証拠を伴った強制ライセンス申請書；</p> <p>b. 強制ライセンスの申請を個人が提出する場合、有効な身分証または入管書類の複写；</p> <p>c. 強制ライセンスの申請を認証された企業または法人が提出する場合、企業または法人の設立証書の複写または謄本；</p> <p>d. 申請が代理人を通じて提出される場合、委任状；</p> <p>e. 強制ライセンス申請費用の支払証明；</p> <p>f. 関連機関による証書を伴った、申請者が申請された理由により強制ライセンスを受けることが適切であることを確認する証拠書類</p> <p>g. 特許権者またはライセンシーが、社会の利益を損なう形および方法で特許を実施した証拠；</p> <p>h. 申請者または代理人が強制ライセンスを申請した特許を侵害することなく、実施することができない特許を有することの証拠、および実施する特許が、強制ライセンスを申請する特許よりも進んだ新規性の要素を含んでいることの証拠；</p> <p>i. 関連機関による推薦状；</p> <p>j. TRIPs 第 31 条および第 31 条の 2 の仕組みに基づいて輸入された医薬品を再輸出しないことの宣誓書。</p>	<p>[]</p> <p>[]</p> <p>[]</p> <p>[]</p> <p>[]</p> <p>[]</p> <p>[]</p> <p>[]</p> <p>[]</p> <p>[]</p> <p>[]</p>

以上、私／私達は本特許の強制ライセンス申請が次の手続を受けられるよう提出する。

申請者

() ⁶⁾

注釈；

- 1) 強制ライセンスの申請者が 1 人を超える場合は、委任状を添付することにより本書式には 1 名のみを記載することで十分である。
- 2) 正式／通信用住所を記載。
- 3) 指名された代理人が特許コンサルティング分野で活動する特定の法人で働いている場合、当該の法人名を述べる。
- 4) 申請が代理人を通じて行われる場合。
- 5) 添付する書類の種類に [X] 印を付ける。

6) 代理人を通じて申請が提出される場合、代理人が署名の権利を持つ。

*)不要な方に取り消し線を入れる。

2.特許の強制ライセンス授与のための大臣決定の書式例

インドネシア共和国法務・人権省

特許の強制ライセンス授与に関する
インドネシア共和国
法務・人権大臣決定
第 号

インドネシア共和国法務・人権大臣は、

…を検討し、

…を考慮し、

特許の強制ライセンス授与に関するインドネシア共和国法務・人権大臣決定を以下のとおり行う。

第1：大臣が設置し、総局長が長を務めた専門家チームの強制ライセンス申請に対する実体審査を行った上での判断に基づき、これをもってインドネシア共和国法務・人権大臣は、インドネシア共和国の名で、特許に関する法律 2016 年 13 号に基づき、以下の者に強制ライセンスを与える：

- a. 強制ライセンシーの氏名：
- b. 強制ライセンシーの住所：
- c. 特許番号：
- d. 名称：
- e. 強制ライセンス授与の理由：
- f. 強制ライセンス授与の証拠／基本情報：
- g. 強制ライセンスの期間：
- h. 報酬の額：
- i. 支払方法：
- j. 強制ライセンスの終了：
- k. 強制ライセンスの範囲：
- l. 公正に関係者の利益を守るための事項：

第2：本大臣決定には、強制ライセンスが与えられる特許の明細、請求、要約および図面（あれば）が添付される。

第3：本決定は定められた時点から有効となる。

第4：本決定書は申請者に送付され、法令に従い用いられる。

において決定
年 月 日
インドネシア共和国
法務・人権大臣

YASONNA H. LAOLY

3.輸入のための特許の強制ライセンス授与の大臣決定のフォーマット例

インドネシア共和国法務・人権省

輸入のための特許の強制ライセンス授与に関する

インドネシア共和国

法務・人権大臣決定

第 号

インドネシア共和国法務・人権大臣は、

…を検討し、

…を考慮し、

輸入のための特許の強制ライセンス授与に関するインドネシア共和国法務・人権大臣決定を以下のとおり行う。

第 1：大臣が設置し、総局長が長を務めた専門家チームの強制ライセンス申請に対する実体審査を行った上での判断に基づき、これをもってインドネシア共和国法務・人権大臣は、インドネシア共和国の名で、特許に関する法律 2016 年 13 号に基づき、以下の者に輸入のための強制ライセンスを与える：

- a. 強制ライセンシーの氏名と住所：
- b. 特許番号：
- c. 名称：
- d. 強制ライセンス授与の理由：
- e. 強制ライセンス授与の証拠／基本情報：
- f. 強制ライセンスの期間：
- g. 報酬の額：
- h. 支払方法：
- i. 強制ライセンスの終了：
- j. 強制ライセンスの範囲：
- k. 公正に関係者の利益を守るための事項：
- l. 輸入が必要な製品の名称と数量の確定：

第 2：本大臣決定には、強制ライセンスが与えられる特許の明細、請求、要約および図面（あれば）が添付される。

第 3：本決定は定められた時点から有効となる。

第 4：本決定書は申請者に送付され、法令に従い用いられる。

において決定
年 月 日
インドネシア共和国
法務・人権大臣

YASONNA H. LAOLY

4.輸出のための特許の強制ライセンス授与の大臣決定のフォーマット例

インドネシア共和国法務・人権省

輸出のための特許の強制ライセンス授与に関する

インドネシア共和国

法務・人権大臣決定

第 号

インドネシア共和国法務・人権大臣は、

…を検討し、

…を考慮し、

輸出のための特許の強制ライセンス授与に関するインドネシア共和国法務・人権大臣決定を以下のとおり行う。

第 1：大臣が設置し、総局長が長を務めた専門家チームの強制ライセンス申請に対する実体審査を行った上での判断に基づき、これをもってインドネシア共和国法務・人権大臣は、インドネシア共和国の名で、特許に関する法律 2016 年 13 号に基づき、以下の者に輸出のための強制ライセンスを与える：

- a. 強制ライセンシーの氏名と住所：
- b. 特許番号：
- c. 名称：
- d. 強制ライセンス授与の理由：
- e. 強制ライセンス授与の証拠／基本情報：
- f. 強制ライセンスの期間：
- g. 報酬の額：
- h. 支払方法：
- i. 強制ライセンスの終了：
- j. 強制ライセンスの範囲：
- k. 公正に関係者の利益を守るための事項：
- l. 強制ライセンスが与えられる数量：
- m. 製品の特別な包装および／あるいは特別な色／形状による差異：
- n. 強制ライセンスが与えられる数量を知らせるためのウェブサイトのアドレスおよび製品を差別化する機能

- 第 2：本大臣決定には、強制ライセンスが与えられる特許の明細、請求、要約および図面（あれば）が添付される
- 第 3：本決定は定められた時点から有効となる。
- 第 4：本決定書は申請者に送付され、法令に従い用いられる。

において決定
年 月 日
インドネシア共和国
法務・人権大臣

YASONNA H. LAOLY